

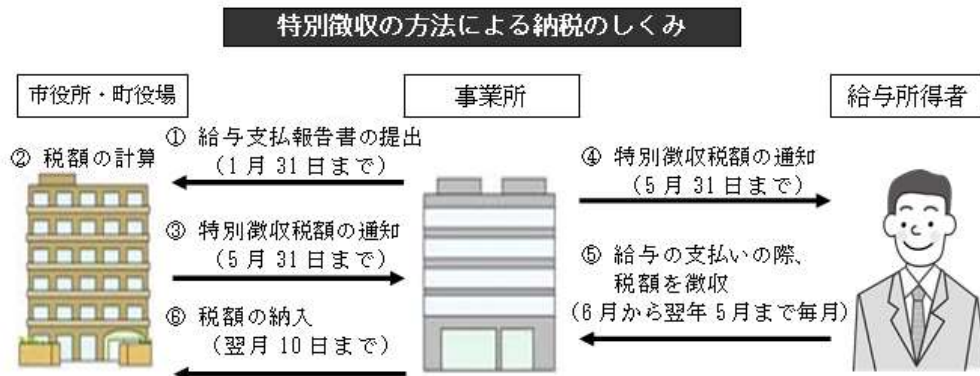
個人住民税の特別徴収実施について

入札参加資格審査申請の受付にあたり、個人住民税の特別徴収実施を確認させていただきます。

○「個人住民税の特別徴収」とは

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

【根拠法令：地方税法第 321 条の 4 及び洲本市税条例 45 条】



毎年5月に特別徴収義務者（事業主）あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

* 所得税のように、税額を計算する必要はありません。

○対象となる方

個人住民税の特別徴収義務があるのは、洲本市内在住の従業員を雇用しており、所得税の源泉徴収を行っている事業者です。

（注）常時2人以下の家事使用人（専従者）のみに給与を支払っている事業者は除く。

○確認のために必要な書類

- ・ 個人住民税特別徴収実施確認書
- ・ 特別徴収税額決定通知書、領収証書の写しなど

◆特別徴収に関するお問い合わせ先

洲本市役所 税務課 市民税係
電話（0799）22-3321

内線：1129・1122

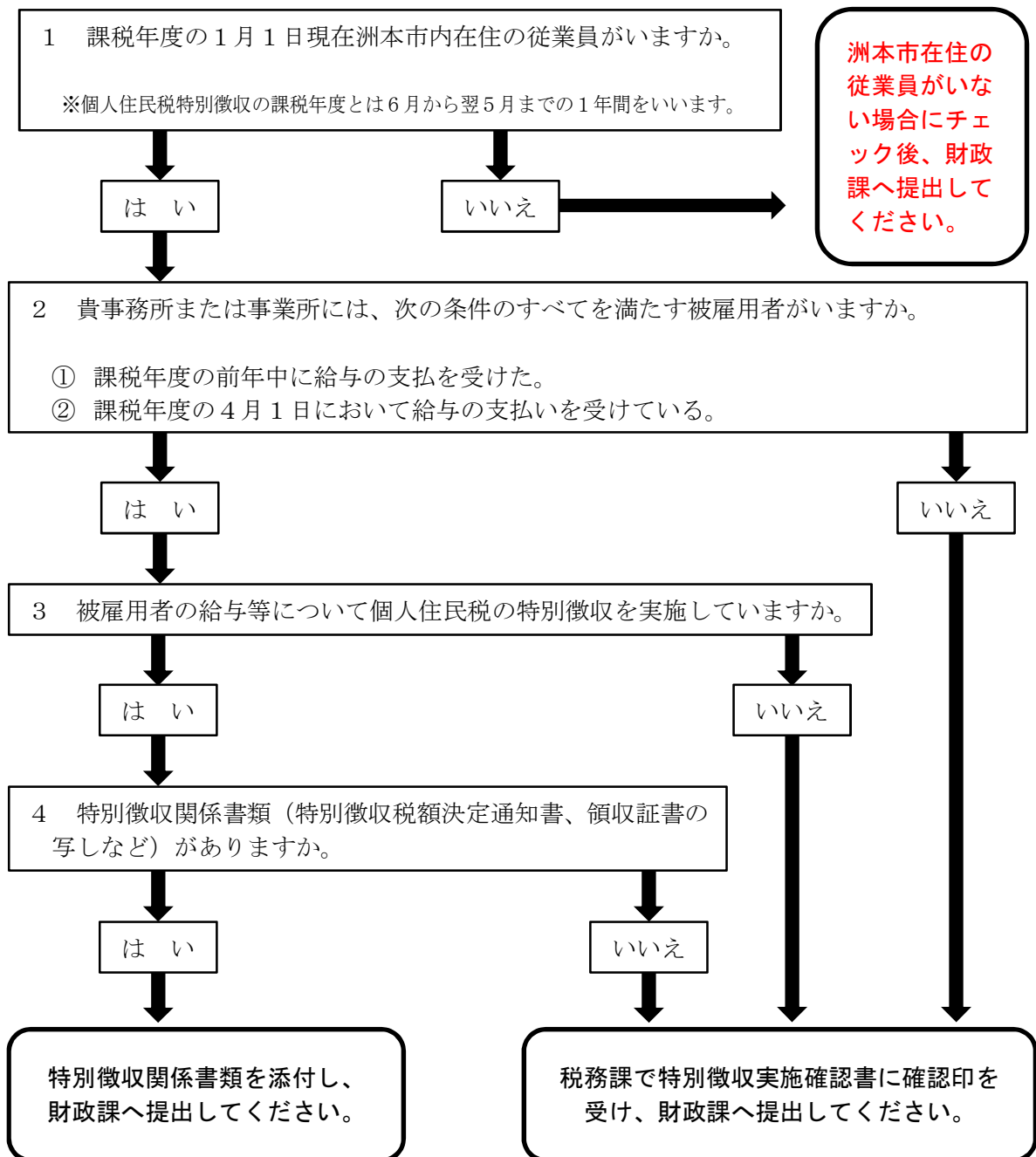
◆入札参加資格審査申請に関するお問い合わせ先

洲本市役所 財政課 契約係

電話（0799）22-3321

内線：1532

貴事業所がどのケースに該当するか、下記のフロー図によりご判断ください。



◆特別徴収に関するお問い合わせ先
洲本市役所 税務課 市民税係
電話 (0799) 22-3321
内線: 1129・1122

◆入札参加資格審査申請に関するお問い合わせ先
洲本市役所 財政課 契約係
電話 (0799) 22-3321
内線: 1532

個人住民税特別徴収実施確認書

令和 3 年 2 月 1 日

洲本市長 様

所在地 洲本市本町三丁目 4 番 1 0 号

申請者 商号または名称 株式会社 洲本興業

代表者職氏名 代表取締役
洲本 太郎

洲本市に在住する納税義務のある従業員がいない場合のみ「✓」を記入。

次の□にチェック☑を付けてください。

【洲本市在住の従業員がいない場合】

 当事業所は、洲本市在住の従業員がいません。

【特別徴収実施済】

当事業所は、現在、洲本市の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

特別

 特別徴収を実施していることが分かる書類を添付
(特別徴収税額決定通知書、領収証書の写しなど) 税務課確認印の押印

すでに特別徴収されている事業所はいずれかに「✓」をし、領収証書等の写しを添付もしくは税務課から確認印を受けてください。

※領収証書等の写しがない場合は、税務課から右の枠内に確認を受けてください。

税務課確認印

個人住民税特別徴収実施確認済

確認済

YY.MM.DD

税務課

について

【特別徴収未実施】

特別徴収未実施の事業所は、税務課から確認印を受けてください。

特別徴収されていない事業所または特別徴収の義務がない事業所は該当する項目に「✓」をし、税務課から確認印を受けてください。

 当事業所は「市県民税 普通徴収から特別徴収への切替申請書」提出済みの事業所です。 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

〔 確認の際には、所得税確定申告に添付する「収支内訳書」の写しまたは青色申告書決算書のいずれかが必要です。 〕

税務課確認印